

改正案	現行
<p>（火災共済契約の締結又は火災共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第一条の五の四 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。</p> <p>五 信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び火災共済協同組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。</p> <p>六 その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的</p>	<p>（火災共済契約の締結又は火災共済契約の募集に関する禁止行為）</p> <p>第一条の五の四 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠る
こと。